

安心して暮らせる社会保障の充実
高齢受給者証を対象者へ発送します

国民年金課 ☎982・9546
 FAX982・5513

高齢受給者証の更新が行われます

国民健康保険では、70歳から74歳の方が、医療機関で受診する際の「高齢受給者証」を発行しています。

受給者証は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に有効期限とし、毎年一斉に負担割合の見直しを行い、対象の方にお届けしています。

また、自己負担割合については、見直しの結果、8月1日以降に2割負担と判定された方については、引き続き軽減が適用され、平成22年3月31日までの間は1割負担となります。

ただし、3割負担と判定された方については、負担割合の軽減はありませんのでご注意ください。

自己負担限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の申請期限が間近です！

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方が、入

院時に利用する次の認定証の有効期限が7月31日となっております。

これらの認定証は自動継続となりませんので、引き続き該当する方や新たに必要となる方は、認定証の交付申請を必ず行ってください。

7月31日申請期限の認定証

- 70歳未満の方・国民健康保険限度額適用認定証
- 市民税非課税世帯の方・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- 後期高齢者医療制度に加入する方で市民税非課税世帯の方・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- 認定証の申請に必要なものは、後期高齢者医療の保険証（該当者）
- 印鑑
- 医療機関発行の領収証（申請日前1年以内に90日を超える入院期間がある方）

子ども医療費支給制度
子ども医療費の手続きはお済みですか

子育て支援課 ☎982・9529
 FAX982・5513

子ども医療費支給制度は、お子さんが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、市が医療費の一部を支給する制度です。

支給対象年齢は？

- 通院 0歳～小学校就学前
- 入院 0歳～中学校修了前

対象となる医療費

保険診療分の自己負担額から次の費用を除いた額となります。

- 加入保険から支給される高額療養費、家族療養費附加給付金
- 入院時の食事療養費標準負担金

登録申請の手続きは？

（未就学児のみ）

- ① 子育て支援課、または各市民サービスセンター窓口で、次のものを提出します。

- 子ども医療費受給者証交付申請書

健康保険証（対象のお子さんが載っているもの）、受給資格者の金融機関口座が分かるもの、印鑑を持参してください。

② 受給資格者証を交付します。
医療費の申請（就学前のお子さん）

- 市内医療機関で受診した場合 交付された受給資格者証を医療機関窓口で提示。1カ月2万1000円まで窓口での負担はありません。
- 市外医療機関で受診した場合

- ① 医療機関窓口で一部負担金を支払います。
- ② 子ども医療費支給申請書の領収欄に証明を受けるか、領収書を添えて申請します。

小学校就学後の入院分の申請

- ① 医療機関窓口で一部負担金を支払います。
- ② 子ども医療費支給申請書の領収欄に証明を受けるか、領収書を添えて申請します。

健康保険証（対象となるお子さんが載っているもの）、受給資格者の金融機関口座が分かるもの、印鑑を持参してください。

※ 次の場合は届出が必要です。

- 受給者またはお子さんの氏名・住所・加入健康保険・振込先金融機関を変更
- 受給資格者証を紛失